

山形県県土整備部週休2日確保工事試行要領（令和2年11月17日改定） 正誤表

下線部：訂正箇所

ページ	誤	正	備考
P1	(定義) 第2条	(定義) 第2条 <u>この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</u>	当条にて規定する内容を記載
	(2) 対象期間 工事の準備期間及び後片付け期間を除く施工開始日から施工終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。	(2) 対象期間 工事の準備期間及び後片付け期間を除く施工開始日から施工終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。	表記の適正化
	(試行工事の対象) 第3条 試行工事の対象は、工期や工程に制約の少ない工事とし、災害復旧工事等 早急に対応すべき工事を除き、次のとおりとする。 (1) 発注者指定型 発注者が選定した工事 (2) 受注者希望型 <u>上記(1)</u> を除く工事	(試行工事の対象) 第3条 試行工事の対象は、工期や工程に制約の少ない工事とし、災害復旧工事等 早急に対応すべき工事を除き、次のとおりとする。 (1) 発注者指定型 発注者が選定した工事 (2) 受注者希望型 <u>前号</u> を除く工事	表記の適正化
	(5) 発注者指定型 発注者が、週休2日に取り組むことを指定する発注 <u>型式</u> (6) 受注者希望型 受注者が、週休2日に取り組むことを選択する発注 <u>型式</u>	(5) 発注者指定型 発注者が、週休2日に取り組むことを指定する発注 <u>形式</u> (6) 受注者希望型 受注者が、週休2日に取り組むことを選択する発注 <u>形式</u>	字句の訂正
	(試行工事の取扱い等) 第4条 発注者は、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が試行工事である旨及び <u>その発注型式</u> を記載する。	(試行工事の取扱い等) 第4条 発注者は、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が試行工事である旨及び <u>その発注形式</u> を記載する。	字句の訂正
P2	7 受注者希望型の試行工事について、受注者は契約締結後、施工計画書提出前に 試行工事を実施するか否かについて協議を行うものとする。なお、実施しない場合であってもペナルティは <u>課</u> さない。	7 受注者希望型の試行工事について、受注者は契約締結後、施工計画書提出前に 試行工事を実施するか否かについて協議を行うものとする。なお、実施しない場合であってもペナルティは <u>科</u> さない。	字句の訂正

山形県県土整備部週休2日確保工事試行要領（令和2年11月17日改定）

別紙1 週休2日確保工事における工事費の積算について 正誤表

下線部：訂正箇所

ページ	誤	正	備考
P1	<p><b>3 変更（精算）時の積算</b>            発注型式によらず現場閉所の実施状況に応じて経費の補正を行う。            発注者指定型において、4週8休以上が確保されなかった場合は減額変更となることに留意する。</p> <p>(1) 現場閉所の確認等            書類の作成負担等にも考慮し、閉所実績が記載された工程表及び出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む）について、受注者から提示を求め、工事打合簿により協議を受け、現場閉所の状況を確認する。</p>	<p><b>3 変更（精算）時の積算</b>            発注型式によらず現場閉所の実施状況に応じて経費の補正を行う。            発注者指定型において、4週8休以上が確保されなかった場合は減額変更となることに留意する。</p> <p>(1) 現場閉所の確認等            書類の作成負担等にも考慮し、閉所実績が記載された工程表及び出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む<sup>2</sup>）について、受注者から提示を求め、工事打合簿により協議を受け、現場閉所の状況を確認する。</p>	表記の適正化
P2	<p>(2) 経費の補正            現場閉所の実施状況を確認後、各経費を補正し、適切に請負代金額を変更するものとする。なお、4週6休に満たないもの及び受注者希望型で工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、経費の補正の対象としない。</p>	<p>(2) 経費の補正            現場閉所の実施状況を確認後、各経費を補正し、適切に請負代金額を変更するものとする。なお、4週6休に満たないもの及び受注者希望型で工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む<sup>2</sup>）については、経費の補正の対象としない。</p>	表記の適正化

山形県県土整備部週休2日確保工事試行要領（令和2年11月17日改定）

別紙2 週休2日確保工事における工事成績評定の取扱いについて 正誤表

下線部：訂正箇所

u003c/divu003e

ページ	誤	正	備考
P1	<p><b>1 方針</b></p> <p>試行工事を実施した工事について、発注<u>型式</u>によらず現場の閉所状況に応じて工事成績評定における評価を行う。</p> <p>発注者指定型の<u>型式</u>で発注された工事で4週8休以上の現場閉所が確保されなかった場合であっても試行工事であることから工事成績評定の減点を行わない。</p> <p>受注者希望型の<u>型式</u>で発注された工事は、契約後の協議により週休2日に取り組むため、現場閉所状況が4週6休未満であっても工事成績評定の減点を行わない。</p>	<p><b>1 方針</b></p> <p>試行工事を実施した工事について、発注<u>形式</u>によらず現場の閉所状況に応じて工事成績評定における評価を行う。</p> <p>発注者指定型の<u>形式</u>で発注された工事で4週8休以上の現場閉所が確保されなかった場合であっても試行工事であることから工事成績評定の減点を行わない。</p> <p>受注者希望型の<u>形式</u>で発注された工事は、契約後の協議により週休2日に取り組むため、現場閉所状況が4週6休未満であっても工事成績評定の減点を行わない。</p>	<p>字句の訂正</p> <p>字句の訂正</p> <p>字句の訂正</p>